

国立国語研究所非常勤研究員規程

平成21年10月 1日
国語研規程第39号
改正 平成22年 3月 9日
改正 平成22年10月20日
改正 平成23年 1月12日
改正 平成23年12月20日
改正 平成24年 4月20日
改正 平成25年 3月27日
改正 平成26年 3月26日
改正 平成27年 3月25日
改正 平成27年 7月22日
改正 平成28年 7月27日
改正 平成29年 3月 8日
改正 平成30年 2月14日

(趣旨)

第1条 国立国語研究所（以下「研究所」という。）における非常勤研究員の雇用に関しては、人間文化研究機構契約職員就業規則（人間文化研究機構規程第19号。以下「契約職員規則」という。）及び人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（人間文化研究機構規程第20号。以下「パート職員規則」という。）に定めるものに加え、この規程の定めるところによる。

(非常勤研究員の資格及び名称)

第2条 研究所における非常勤研究員は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 原則として博士若しくは修士の学位を取得又はそれと同等の能力を有すると認められる者
 - (2) 自ら研究を遂行する能力を有すると認められる者
- 2 非常勤研究員の名称は、従事する業務等に応じた名称を付与する。

(公募)

第3条 非常勤研究員を採用する場合は、原則として公募によるものとする。

- 2 1週の勤務時間が20時間未満の非常勤研究員を採用する場合は、従事する事業の責任者の判断により、必要に応じて公募によらないことができる。

(選考等)

第4条 非常勤研究員の選考は、所長が行う。

(契約期間)

第5条 契約職員規則第8条及びパート職員規則第8条に基づき、非常勤研究員の契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とし、5年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

(基本給)

第6条 非常勤研究員の基本給の額は、別表に掲げる額とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立国語研究所（以下「旧機関」という。）から引き続き雇用している者の第6条に係る基本給については、旧機関において支給されていた基本給に比べ不利益にならないよう取扱うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3号に掲げる者で、平成24年3月31日に雇用されており引き続き雇用されている者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日改正規程附則第2の適用により従前の例による雇用契約更新限度に達した者について、この規程による改正後の第5条の適用により、さらに更新する場合の雇用契約更新限度は、従前の例により雇用を開始した初日からの期間について第5条を適用する。
- 3 この規程による改正後の第5条の適用については、改正前におけるプロジェクト奨励研究員としての契約期間は、プロジェクト非常勤研究員としての契約期間とみなす。
- 4 この規程による改正前の第2条第3号に掲げる者で、平成25年3月31日に雇用されており引き続き雇用されている者のうち、改正前の別表中「左記以外」の区分が適用されていた者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行し、施行日の前日に雇用されている者については、平成29年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区 分	基 本 給					
	日給制職員単価			時間給制職員単価		
	博士の学位 を有する者	修士の学位 を有する者	左記以外	博士の学位 を有する者	修士の学位 を有する者	左記以外
非常勤研究員	13,670 円	11,440 円	10,870 円	1,760 円	1,470 円	1,400 円